

天理教校附属高等学校・天理教校学園高等学校

マーチングバンド部同窓会 会則（案）

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「天理教校附属高等学校・天理教校学園高等学校マーチングバンド部同窓会」と称する。  
また通称「バイオレットインパルス同窓会」と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所を事務局長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会の目的は次の通りである。  
マーチングバンド部の卒業生として、会員相互の親睦を図り、徳分を活かした活動を推進する。  
さらには、教祖の道具衆としての成人を目指す。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 現役部員の活動を支援する。
- 2 毎年度、卒業式までに新入会員の入会式を行う。
- 3 会報「バイオレットインパルス」を発行する。
- 4 その他この会の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 会員及び特別会員

(会員)

第5条 本会の会員は、天理教校附属高等学校マーチングバンド部・天理教校学園高等学校マーチングバンド部に在籍し卒業した者。

第6条 マーチングバンド部の期については、創部時の最上級生を1期生とし、以後年度毎に1期を加算する。校名が変わっても継続する。

(特別会員)

第7条 本会には、次の特別会員を置く。

顧問 若干名

相談役 若干名

- 1 永久名誉会長に清水忠成先生を戴く。
- 2 顧問及び相談役は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

## 第4章 役員及び組織

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 理事 若干名
- 事務局長 1名
- 会計監査 2名

(役員を選任)

第9条 役員を選任は次の通りとする。

- 1 会長、副会長は特別会員の推薦により、会員の中から選出し、総会の承認を得て決定する。
- 2 その他の役員は、会員の中から選出し、会長が委嘱して総会の承認を得るものとする。

(役員職務)

第10条 役員職務は次の通りとし、任期は3年とする。但し再任は妨げない。

- 1 会長は、会務を総括し、会を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長は、会員の中から事務局員を選任し、事務局を組織して本会の事務を統括する。また、各期連絡係を選任し、会員との連絡が円滑に行えるよう統括する。
- 4 会計は、本会の会計事務を処理する。また同窓会報の発行に際し紙面上において会計報告を行う。
- 5 会計監査は、会計事務を監査し、総会において監査報告をする。
- 6 理事は、担当する職務を行う。
- 7 補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 役員は任期終了後、後任者の就任するまで、その職務を執行するものとする。

## 第5章 会議

第11条 本会に、次の会議を置く。

総会  
役員会

- 1 総会は、本会の最高議決機関として適時開催し、次のことについての報告を行う。
  - (1) 予算・決算に関すること。
  - (2) 事業に関すること。
  - (3) 会則の改廃に関すること。

(4) 役員の変更に関する事。

(5) その他本会の運営に関する事。

2 役員会は、第9条に定める役員で構成し、次の事務を掌る。ただし、運営上必要であれば、会長の命より、他の会員に出席を要請することができる。

(1) 予算の執行に関する事。

(2) 事業の執行に関する事。

(3) その他本会の運営に関する事。

第12条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決する所に拠る。

## 第6章 会計

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入を持ってあてる。また、本会の事業に要する経費の一部は、その事業の参加者に負担させることができる。

(会費)

第15条 本会の会費は、次の通りとする。

1 本会会員（特別会員は除く）は、年度毎に定めた会費（1千円）を納付する。

2 本会会費は、3万円（30年分）をもって満額とする。

## 第7章 会則の改正

第16条 本会会則の改正を要するときは役員会で承認の後、総会で出席者の過半数をもって議決とする。

附則

本会則は平成28年11月25日、「Violet Impulse 創部40周年記念総会」の承認を得て実施する。